



令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島労働局長

永野 和則 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 川口 俊一

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械
器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 8 年 7 月 31 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき
貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情
報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に
審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、
必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。